

見附市農業委員会告示第4号

見附市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和7年2月26日

見附市農業委員会

会長 関 谷 常 夫

見附市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程の一部を改正する規程

見附市農業委員会農地利用最適化推進委員の選任に関する規程（平成28年見附市農業委員会告示第15号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この規程は、令和7年6月1日から施行する。